

最低制限価格の設定について

1. 対象工事

電子入札システムにより牟岐町が発注する建設工事（低入札価格調査制度を適用する案件を除く）

2. 最低制限価格の算出式

最低制限価格の算出（税抜き）については、次の式による。

なお、最低制限価格（税抜き）の設定の単位については、千円単位とし、千円未満を切り捨てるものとする。

$$\text{「最低制限価格（税抜き）} = \text{最低制限基本価格（税抜き）} \times \text{ランダム係数」}$$

最低制限基本価格（税抜き）の算出については、次のイ～ハの式によるものとし、ランダム係数の算出については別に定める。

なお、最低制限基本価格（税抜き）の設定の単位については、千円単位とし、千円未満を切り捨てるものとする。

ただし、この算式により算出した最低制限基本価格（税抜き）が予定価格（税抜き）の $9.2/10$ を超える場合は、予定価格の $9.2/10$ を最低制限基本価格とし、予定価格の $7.5/10$ に満たない場合は、予定価格の $7.5/10$ を最低制限基本価格とする。

イ 土木工事、電気通信設備工事及び機械設備工事等

$$\text{「直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.9 + \text{一般管理費等} \times 0.68\text{」}$$

ロ 建築工事

$$\text{「（直接工事費} \times 0.9） \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{（直接工事費} \times 0.1 + \text{現場管理費）} \times 0.9 + \text{一般管理費等} \times 0.68\text{」}$$

ハ 積算体系が2種以上の工事内容からなる工事については、その主たる工種の算式で算定する。